

平成28年12月27日
沖縄電力株式会社

「再生可能エネルギー電気卸供給約款」の届出について

当社は、本日、改正FIT法^{※1}附則第16条の規定に従い、同法第18条第1項に規定された「再生可能エネルギー電気卸供給約款」の届出を経済産業大臣に行いましたのでお知らせいたします。

改正FIT法の成立により、平成29年4月以降に特定契約^{※2}を締結する案件を対象に、FIT電気の買取義務者が小売電気事業者等から送配電事業者に変更^{※3}され、送配電事業者は買い取ったFIT電気を、希望する小売電気事業者等に卸供給することになります。

「再生可能エネルギー電気卸供給約款」は、その卸供給に係る料金その他の供給条件について定めたもので、実施時期は平成29年4月1日を予定しております。卸供給の方法は添付資料をご確認ください。

- ※1 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（平成28年5月25日成立）
- ※2 FIT電気の買取契約のこと。
- ※3 平成29年3月末までに特定契約を締結済みの案件は、平成29年4月以降も小売電気事業者等による買い取りが継続されます。

以 上

(添付資料)

「再生可能エネルギー電気卸供給」について

(関連資料 URL)

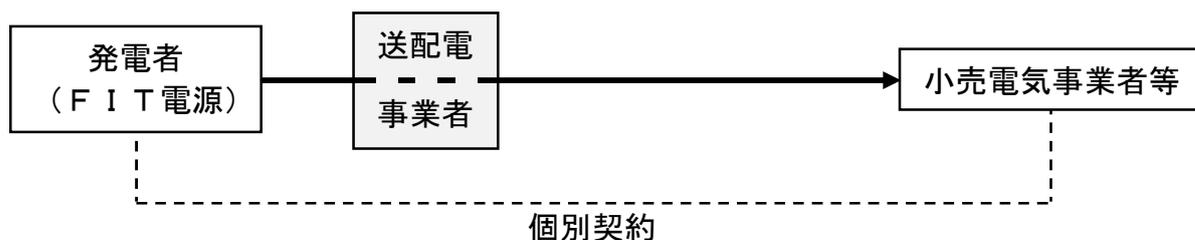
<http://www.okiden.co.jp/business/free/newenergy.html>

「再生可能エネルギー電気卸供給」について

再生可能エネルギー電気特定卸供給

小売電気事業者等が特定した発電者の発電するFIT電気を、当該小売電気事業者等に卸供給することをいいます。

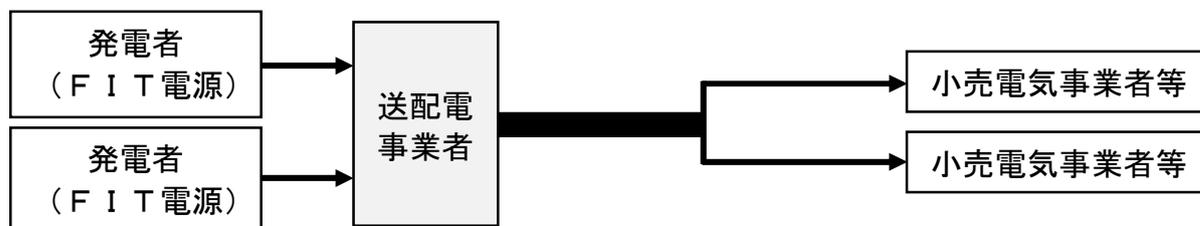
なお、発電者が当該小売電気事業者等に対する卸供給を承諾する旨の個別契約が締結されていることが必要となります。



再生可能エネルギー電気任意卸供給

小売電気事業者等が発電者を特定せず、小売電気事業者等の希望量に基づき、送配電事業者が算定した量の電気を小売電気事業者等に卸供給することをいいます。

なお、卸電力取引市場が存在する地域においては、非常変災等の理由によって卸電力取引市場が使えない場合にのみ利用可能であり、卸電力取引市場が存在しない沖縄エリアや離島等においては常に利用可能な方法となります。



【参 考】

卸電力取引市場経由の引き渡し

卸電力取引市場の存在する地域において利用可能な方法となります（沖縄は対象外）。

